2007年7月13日

中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合 事務局 御中

委員 飯田哲也

7月6日の合同会議に対する小職からの意見を提出いたします。とくに、中間報告に盛り込んでいただきたい施策を提案します。

- 1 追加対策の要件
 - ① 削減効果の高さ(総量および費用対効果)
 - ② 施策としての実効性
 - ③ 政治的な実現性
- 2 追加対策の区分
 - (1) 短期的に効果 (影響) のある重要な施策
 - (2) 先行例の形成:東京都をはじめとする地方自治体の率先政策の支援
 - (3) 先行例の水平・垂直展開

すでに効果を上げている先行例を領域拡大(水平展開)と施策の強化(垂直展開)

- (4) 中長期対策の頭出し:長期的・構造的な変化のためのロードマップ化と具体化のための検討着手
- (5) コンチンジェンシープラン

京都議定書目標達成計画が実現できなかった場合の複数のシナリオへの対処方針の事前合意

- 3 短期的に効果(影響)のある重要な施策
 - 3.1 石油石炭税の税率変更
 - ① 今日の大幅な目標未達の原因は、石炭火力(石炭ボイラー)の野放図な拡大に主な原因があるため、温暖化対策税の導入までの過渡的な措置として、石油石炭税の税率を大幅に変更して、燃料炭と天然ガスとの価格差を逆転(少なくとも同等)とする。
 - ② 石油石炭税のみで税収中立をはかることは、石炭税の現状の3倍もの石炭増税があるので無理なので、LNG の税率をゼロにして、石炭の税の値上げとLNG の税の値下げとの差し引きで石炭が相対的に495円/GJ上げれば熱量あたりの価格が同じになる。増税後の税率は
 - ◆ 一般炭 12900 円/t、502 円/GJ、5540 円/t-C02
 - ◆ LNG 0円/t

となり、この際の税収は1兆4500億円、一般炭価格は2.5倍になる。

- ③ 1兆円近い増税となるため、これを原資に以下のような措置を講じる
 - ◆ 法人税減税(地球温暖化対策特別減税) 〜グリーン電力証書購入企業への特別減税
 - ◆ 燃料転換補助金(石炭→天然ガス、バイオマスなど)
 - ◆ 自然エネルギー促進のための利用(グリーン価値買上、系統補強費用、インバランス 費用など)
 - ◆ 一般財源への組み込み
- 3.2 経団連自主行動計画については、未達の場合の対策計画(<u>コンチンジェンシープラン</u>)を経産省、経 団連および各業界から提出を求めること(費用負担、責任分担を具体的に明示)
 - ① 全業種で総量と原単位の目標設定:業種別目標数値、全体水準を検証、設定し直す
 - ② 経団連または各業種の団体と政府との協定化:業種単位での目標達成の協定化
 - ③ 協定を締結しない事業者、業界からは、過去の省エネ等補助金の返還を求める
 - ・目標未達成の場合の担保措置や責任体制の明確化
 - ④ 未達の場合の補完計画(責任体制を含む)を事前に届け出
 - ⑤ 事業所毎のキャップ&トレードの試行
 - ・各業種ごとに、自主参加型のキャップ&トレードの試行を促す
 - ⑥ 未達の場合の補完計画(責任体制を含む)を事前に届け出

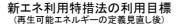
- 3.3 原子力発電所の稼働率を現実的な水準(70%前後)としたレベルでの目達計画とすること
 - ① 原子力の設備利用率は、目達計画では 2010 年で 88%という高い数字を掲げているが、実態は、以下のとおり、過去、一度も達成したことはありません。今後も老朽化が進むことも考え合わせれば、およそ実現性はないと考えられます。正式に発効した京都議定書を達成するための計画であるにもかかわらず、根拠なく明らかに非現実的な数字を掲げることは、政府として責任を欠いており、現実的な数字に見直すことを求めます。

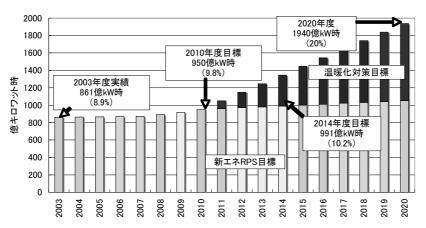
過去の原発設備利用率

(出所:原子力安全・保安院「平成17年度の原子力発電所の設備利用率について」)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2010
設備利用率(%)	81.7	80.5	73.4	59.7	68.9	71.9	88

- 3.4 新エネ RPS 法における「地球温暖化対策目標」の上乗せ
- (1) 新エネ RPS 法の新目標値は、京都議定書目標達成計画とは無関係に設定されたものであるため、これに「温暖化対策分」の目標値を上乗せし、適切な費用負担や支援スキームを検討すべきである。



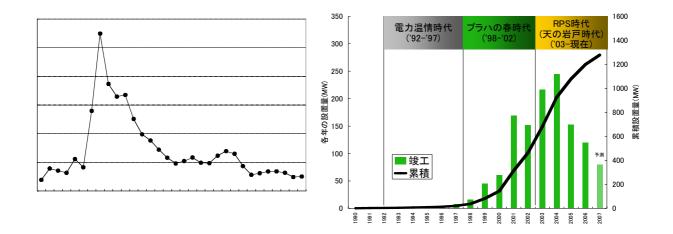


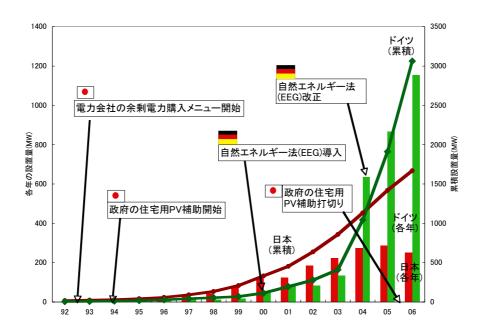
- 3.5 「住宅・建築物の省エネ性能の向上」について、抜本的な対策強化を求める
- (1) 建築物の省エネ性能の向上として、新築建築物(2,000 m²以上)の省エネ基準(H11 年基準)達成率が80% に達することで、▲2550 万トン CO2 を見込んでいますが、
 - ◆ 京都議定書目標達成計画では、「2,000 ㎡以上」という限定はなかったはずであり、「2,000 ㎡以下」も対策に含めることを求める。
 - ◆ 建築基準法で確認しているのであるから、(建築面積に関わりなく) 80%ではなく、100%の達成率とするために、義務化するべきだと考える。
 - ◆ 既築建築物に対する、追加対策を導入することを求める。
- (2) 住宅の省エネ性能の向上として、省エネ基準(H11 年基準)達成率が 50%に達することで、▲850 万トン CO2 を見込んでいるが、2005 年には逆に達成率が 30%へと低下している。
 - ◆ 建築基準法で確認しており、50%ではなく、義務化して100%とすべきと考える。
 - ◆ 既築建築物に対する、追加対策を導入することを求める。
- 4 先行例の形成:東京都をはじめとする地方自治体の率先政策の支援
 - 4.1 太陽光発電普及政策モデル事業
 - ① 現状
 - ・日本の自然エネルギー政策は、太陽熱および風力発電は低迷し、そして太陽光発電市場も崩落しつつある。とくに太陽光発電は、事実上、電力会社による余剰電力購入メニューだけが 支援策となり、「政策」の役割が欠落した、きわめて歪んだ政策構造となっている。
 - ・ そうした中で滋賀県モデル (3年間の固定価格補助)、佐賀県モデル (1年間のグリーン電力 買上げ)など、たんなる補助ではない、独自の支援策の試みはあるものの、一地方自治体で は限界がある。

- · そうした中で、東京都が新たに太陽エネルギー (光·熱) 普及政策を公表している。
- ② 「政策モデル事業」の提案
 - ・ 太陽光発電:東京都などの先行例を参考にして、各一般電気事業者と行政(道府県または政 令市)の協力による太陽光発電普及の新しい政策モデルを実証する事業
 - ・ 太陽熱利用:ソーラーオブリゲーション (新規住宅への太陽熱利用の義務づけ)
- 4.2 自主参加型排出量取引モデル事業の拡大
 - ・国レベルでの排出量取引の試行として、現状のモデル事業を拡大して実施する。

5 先行例の水平・垂直展開

すでに効果を上げている先行例を領域拡大(水平展開)と施策の強化(垂直展開)





東京が率先して取り組む「カーボンマイナス都市づくり」 ◆ 世界最高水準の省エネルキー・再生可能エネ

▶ 世界最高水準の省エネルキー・再生可能エネルキー技術の全面活用で、CO₂を大幅削減

◆ 4つの「技術活用の仕組み」を東京が先んじて実施

CO2削減を 促進する 新たな都市活力 の向上へ

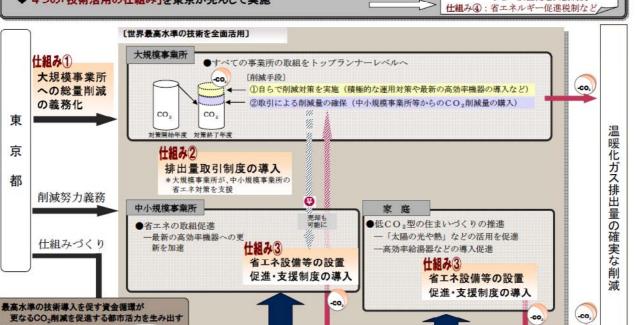
技術導入

金融機関

仕組み①:総量削減義務

仕組み②:排出量取引制度 仕組み③:中小企業・家庭への省エネ設備

などの設置促進支援制度



0

企業・家庭への技術投入を促進する

仕組み4

